

# 会計年度任用職員（非常勤講師等）の登録者募集

神奈川県教育委員会では、県立学校及び県内の市町村立学校（政令市除く）で会計年度任用職員（非常勤講師等）として勤務できる人の登録者を随時募集しています。

## 会計年度任用職員とは

令和2年4月から、地方公務員法等の改正により、いわゆる非常勤職員の名称が、会計年度任用職員として法律上位置づけられました。会計年度任用職員は、短時間の勤務であっても、身分上は一般職の公務員として位置づけられます。

### ■募集職種

職種（校種）	申込資格
非常勤講師（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校） 非常勤養護教諭（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校） 非常勤学校栄養職員（小学校、中学校、特別支援学校） 非常勤実習助手（高等学校、特別支援学校） 非常勤寄宿舎指導員（特別支援学校） 非常勤事務職員（小学校、中学校）	・ 講師、養護教諭は募集職種の教員普通免許状 ・ 学校栄養職員は栄養士免許状 ・ 実習助手、寄宿舎指導員、事務職員は特になし

（注）① 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当する人は申し込めません。

② 教員免許状取得見込みの方の登録も可能ですが、任用は免許状取得後になります。

③ 教員免許状の修了確認期限が経過している方の任用は、有効性の回復後になります。

### ■任用期間

○ 任用要件に応じて設定されます。

例：療養休暇等の代替であれば、本務者の療養休暇の期間を限度。

育児短時間勤務の職員の後補充であれば、本務者の育児短時間勤務の期間を限度。

※任用期間の途中で任用事由がなくなった場合は退職となります。

### ■勤務時間

○ 週29時間以内で、任用要件に応じて設定されます。

例：療養休暇等の代替であれば、本務者の担当授業単位数等に応じて設定。

育児短時間勤務の職員の後補充であれば、本務者の勤務がない時間数に応じて設定。

※任用事由の状況が変わることにより、任用の時数が減ることもあります。

※週当たりの勤務時間は、（担当授業単位数×1.5※小数点以下切り上げ）です。

週3コマ分の授業を担当する場合には、 $3 \times 1.5 \div 5$ 時間が週当たりの勤務時間となります。

### ■報酬等

○ 報酬

任用要件等によらず、次のとおり月額・日額・時間額が適用されます。

・ 週29時間かつ任期3月以上の場合…月額

・ これ以外で、1日の勤務時間が7.75時間の場合…日額

・ その他…時間額

職種	月額	日額	時間額
非常勤講師・養護教諭	194,880～263,276円	おおむね	2,290～2,525円
非常勤学校栄養職員	138,300～173,421円	時間額の7.75倍	1,187～1,488円
非常勤実習助手・寄宿舎指導員	184,066～192,867円		1,579～1,655円
非常勤事務職員	122,459～158,250円		1,050～1,358円

○ 通勤手当相当額 ※報酬額については今後、常勤の給与改定に伴い変更の可能性があります。

○ 期末手当・加給

6月1日・12月1日の時点で一定の要件（週当たりの勤務時間が15.5時間以上で継続勤務6月以上）を満たす場合は、期末手当・加給（常勤の勤勉手当に相当する額）の対象となります。

○ 特別支援学校教員業務手当（特別支援学校で教育活動に直接関わる職員のみ）

特別支援学校では、常勤職員と同様に、「特別支援学校教員業務手当」が支給されます。（講師の場合は、常勤の教諭に係る支給額（月額18,600円）を勤務時間で割り落したものになります。）

■ 社会保障

厚生労働省の基準に準じて、対象者については社会保険・雇用保険に加入します。

■ 休暇等

年次休暇、忌引休暇、慶弔休暇等

※任用期間・勤務時間によって休暇の条件が異なります。

■ 身分

一般職の公務員なので以下のような義務が生じます。また、懲戒処分等の対象となります。

○ 服務の宣誓

○ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

○ 信用失墜行為の禁止

○ 秘密を守る義務

○ 職務に専念する義務

○ 政治的行為の禁止 など

※営利企業への従事等の制限はありません。ただし、校長への届出は必要です。

■ 登録・照会先（申込書類の提出先）

(1) 県立学校

学校の種類	登録・照会先（申込書類の提出先）	電話番号
神奈川県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	神奈川県教育委員会教育局行政部 教職員人事課県立学校人事調整グループ 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 (東庁舎 10階)	045-210-8154 (直通)

- ・受付日時…毎週月・水・金曜日の午前9時から午前11時30分及び午後2時から午後4時30分まで。(国民の祝日、振替休日及び12月29日～1月3日を除く。)事前に予約の必要はありません。
- ・登録の有効期限は、提出日から2年間とします。登録の継続を希望する場合は再登録をお願いします。
- ・登録に必要な書類は、履歴書(写真貼付のもの)のみです。
- ・登録いただいた場合でも、職種(校種)、教科等により必ずしも任用されるとは限りません。

(2) 市町村立学校（政令指定市立を除く）

学校の種類	登録・照会先（申込書類の提出先）	電話番号
横須賀市の公立小学校、中学校及び特別支援学校及び市立高等学校等	横須賀市教育委員会事務局教育総務部教職員課 〒238-8550 横須賀市小川町 11 (横須賀市役所本館 6階)	046-822-8474 (直通)
鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町の公立小学校、中学校等	湘南三浦教育事務所職員課 〒251-0025 藤沢市鵜沼石上 2-7-1 (神奈川県藤沢合同庁舎 5階)	0466-26-2111 (代表) (内線 503)
厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村の公立小学校、中学校	県央教育事務所職員課 〒243-0004 厚木市水引 2-3-1 (神奈川県厚木合同庁舎 3号館 2階)	046-296-7545 (直通)
平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町の公立小学校、中学校	中教育事務所職員課 〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1 (神奈川県平塚合同庁舎 5階)	0463-22-2711 (代表) (内線 4704)
小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町の公立小学校、中学校	県西教育事務所職員課 〒250-0042 小田原市荻窪 350-1 (神奈川県小田原合同庁舎 3階)	0465-32-8000 (代表) (内線 3412)

- ・各教育事務所及び市教委への申込みは、事前に連絡を取り、登録書類や登録日時の確認をしてください。
- ・登録いただいた場合でも、職種(校種)、教科等により必ずしも任用されるとは限りません。